

## 内部統制システムに関する基本方針

### 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他社内規程等に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 法令、定款、社内規程等を遵守するため、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は「取締役倫理規程」「社員倫理規程」「コンプライアンス基本規程」等を定め、取締役及び執行役員（以下「役員」という。）並びに従業員に周知徹底する。
- (3) 法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため「公益通報者保護規程」により通報窓口を設置し、通報者に不利益が及ばないように運用する。
- (4) 当社代表取締役社長の直轄の監査室は、「内部統制計画書」に従って当社グループの監査を行う。
- (5) 反社会的勢力とは一切の関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

### 2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を策定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。
- (2) 情報システム管理については、「情報システム運用規程」を定め、情報システムを安全に維持・管理する。
- (3) 「電子メール及びインターネットに関するモニタリング規程」を策定し、役員及び従業員に周知、徹底する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機（リスク）管理規程」を策定し、当社グループのリスク管理に関する対応方針・体制を定め、リスク管理体制を整備・構築する。
- (2) 事業上のリスクとして、製品リスク・信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・情報関連リスク・自然災害リスク等を認識し、それぞれの担当部署において、教育・訓練の実施やマニュアルの作成・配布を行う。
- (3) 重大な損失の危険が発生した場合、社長を本部長とする対策本部を立ち上げ、対応策及び再発防止策の策定・実行を行う。

### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、定款において監査等委員である者を除く取締役は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めている。取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員（取締役兼務者を含む）が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な業務執行を行う。
- (2) 「組織・職務分掌規程」を策定し、当社グループにおける部署及び役職の業務内容や権限・責任を定め、適切かつ効率的な意思決定と職務執行を確保する。
- (3) 本部制を導入し、迅速な意思決定と組織の効率化を図る体制を構築する。
- (4) 常勤取締役・執行役員で構成する役員連絡会を原則として週1回開催し、常に情報

を共有することで効率的な職務の執行を行う。

#### 5. 当社グループで構成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の代表取締役は毎月、業務の執行状況及び月次業績を当社の代表取締役及び子会社担当部門長に報告するとともに、主要子会社の代表取締役は経営会議に出席し当社の役職員と情報交換を行うものとする。
- (2) 「関連会社業務執行確認規程」を策定し、損失の危険の管理を行うとともに、健全なる経営の継続的発展を図る。
- (3) グループ一体経営を推進するとの観点から、取締役等を派遣することで子会社の取締役会が迅速な意思決定を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (4) 取締役等を派遣することで、子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

#### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法・会計基準その他関係する内外の法令に基づき、有効かつ適切に整備・運用する体制を構築する。
- (2) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを、継続的に評価・維持・改善を行う。

#### 7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を人選する。
- (2) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかる業務を優先することとし、当該業務に従事する期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。
- (3) 当該使用人の異動・処遇・人事評価・懲戒等の人事事項については、監査等委員会と事前協議するものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役等から報告を受けたものが監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員は、役員連絡会・経営会議やその他重要な会議に出席し、経営上の重要な情報の報告を受けるとともに、重要な議事録・稟議書等閲覧し、必要に応じて役員又は従業員にその説明を求めることができる。

#### 9. 監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 通報者は、「公益通報者保護規程」に基づき、監査等委員会に通報したことを理由として不利益が及ばない体制を確保する。
- (2) 内部通報の通報状況については、速やかに監査等委員会に報告を行う。

#### 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役に対し独立性を保ち、適正かつ効果的な監査を行える体制とする。
- (2) 監査室は、監査の結果を適切な方法により監査等委員会に報告するものとする。

(3) 監査等委員会が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

**11. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項**

- (1) 監査等委員の職務の執行について生じる費用について、会社は監査等委員の請求に従い速やかに当該費用の前払い又は償還をする事とする。
- (2) 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、又はその役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有することとする。

附則 本基本方針の改廃は、取締役会の決議による

改定 2016年6月24日